

武雄市魅力発信事業業務 仕様書

本仕様書は、武雄市観光協会が武雄市魅力発信事業業務の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1. 業務委託名

武雄市魅力発信事業業務

2. 業務目的

新型コロナウイルス感染拡大により、武雄市の地域経済をけん引してきた観光関連産業（宿泊業や飲食業等）が壊滅的な影響を受けており、地域社会が崩壊しかねない状況に陥っている。そこで、武雄市の基幹的産業である観光業及び農林業の振興を図るため、観光資源である食、歴史、自然景観、体験等の魅力をさらに磨き上げ、独自の地域資源を活かした観光を推進し、個別化や「新しい生活様式」等で多様化する観光ニーズに対応した誘客メニューの開発（通販ショッピング等）に取り組むとともに観光関連団体との連携を強化し、魅力ある観光地づくりを行うことで、選ばれる観光都市を目指す。また、武雄市の魅力や地場特産品等を積極的に情報発信することで、観光促進、交流人口の拡大へとつなげ、さらには、地域の（事業者自らで）稼ぐ力を醸成することで、武雄市の認知度とブランド力の向上、地域の活性化を目指す。

3. 業務概要

武雄市の魅力や地場特産品等を情報発信し、観光促進、交流人口の拡大へと繋げるため、新しくポータルサイトを構築する。あわせて「新しい生活様式」など多様化する観光ニーズに対応するため、ウェブ上でショッピングができる EC サイトを構築し、定期的な更新かつ継続的な運用を行う。また、本サイトを効率的、効果的に露出させるため、プロモーションを行う。

武雄市魅力発信業務の提案に当っては、上記の業務目的を実現するためのポータルサイトの明確なコンセプトを企画し、提示すること。長期的かつ発展的なポータルサイトの運用及び活用方法を提案に含めること。提案における運用システム、コンテンツの更新頻度及び体制などを維持して事業を実施していくため、2年目（令和3年度）の予算についても参考資料として添付すること。

4 業務内容

(1) ポータルサイト、ECサイトの構築

- ・Windows、MacOSX、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能であること。
- ・今後、スマートフォンによる利用者がより多くなることを想定し、スマートフォン等他のデバイスの画面で閲覧しやすい内容とし、自動的にレイアウトが切り替わるデザイン（レスポンシブ対応）とすること。
- ・CMS（コンテンツマネジメントシステム）でサイトの構築を行うこと。

- ・ECサイトについては、オンライン決済を付与すること。
- ・多言語（英語、繁体語、簡体語、韓国語）に対応できるものとする。今回業務には、各国語の翻訳業務を含む。
- ・提案時に、観光ポータルサイトとしての本サイトの明確なコンセプトを提示し、初期コンテンツ及びメニューとして何を掲載するかを明記、提示すること。

(2) デザイン作成等

- ・「武雄を知ってもらう」「武雄を訪れてもらう」というイメージで表現した、武雄市らしいデザインであること。
- ・閲覧者の目を引く、魅力的で洗練された美しいデザインであること。
- ・動画の活用など躍動感、動きのある、閲覧者の目を引くデザイン上の工夫を加えること。
- ・レイアウトやデザイン、コンテンツ内容（文章や構成等含む）については、受託者が企画・制作するものとするが、適宜武雄市観光協会と協議を行いながら決定するものとする。
- ・写真や動画素材は、受託者が撮影したものを使用するものとする。ただし、武雄市観光協会所有の写真素材を活用することは可能とする。

(3) ポータルサイト、ECサイトの運用

- ・サイトの運用に当っては、定期的にコンテンツ内容やデザインなどの必要な更新を行うこと。
- ・更新頻度は可能な限り高いほうが望ましいため、想定する更新回数について、提案の際に提示、明記すること。
- ・動画コンテンツなど、閲覧者の目を引く独自性のあるコンテンツの企画制作を行うこと。
- ・閲覧者を、いかに本ポータルサイトに呼び込むかについての具体的かつ効果的な方策を、提案の際に提示、明記すること。また、本サイトに誘導するための独自の強みがある場合は、併せて提案すること。
- ・ページビューなどのアクセス情報を定期的に報告すること。また、アクセス情報の解析など効果測定を定期的実施・報告し、武雄市観光協会が要請するデータ等の提供に協力する体制をとること。
- ・本サイトのシステム利用に関する問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。なお、ヘルプデスク専用メールアドレスと電話番号を用意すること。

(4) サイトのプロモーション

- ・構築したサイトを効率的、効果的に露出させるため、プロモーションを行うこと。
- ・広告媒体の種類と効果、費用等を提案の際に提示、明記すること。

(5) ポータルサイト格納とシステム保守

- ・高度なセキュリティ環境を備えたサーバに、本サイトのデータを格納すること。
- ・システム障害が起きた場合は、武雄市観光協会への報告及び本システムを正常稼働させるための作業を速やかに行うこと。
- ・停電時における安全対策及びバックアップ電源を備えていること。
- ・日次バックアップを行うこと。
- ・緊急性の高い脆弱性が発見された場合は、即座に対応すること。
- ・ドメインは新規で取得すること。

- ・公開前に武雄市観光協会職員に対し、本ポータルサイト構築・運用上の技術共有を目的とした説明会を実施すること。開催時期は、令和2年9月末の本サイトの立ち上げ前とする。また、最終的な公開以前にも再度説明会を実施すること。やむを得ない理由により変更する場合は、必ず武雄市観光協会と協議すること。
- ・説明会に際しては、業務マニュアルを制作すること。システム変更があった際は改訂すること。

(6) 公開時期

- ・令和2年9月末を目安にサイトの立ち上げを行うこと。最終的な公開は、令和3年3月末日までに行うこととする。ただし、公開日は可能な限り早期であることが望ましいため、想定する公開時期を、提案の際に提示、明記すること。

(7) 公開後の運用保守

- ・本サイトの公開後は、令和3年3月31日まで運用保守業務を行うこと。
- ・令和3年度以降の運用保守業務の受託を可能とする体制をとること。

(8) その他

- ・ポータルサイトの運営方法、広告等による収入確保の方法及びコンテンツ内容等の独自性や斬新性等について、提案事業者独自の強み及び提案があれば明記すること。

5. 特記事項

(1) 機密保持等

- ・受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、武雄市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- ・すべての作業において、本業務に係るデータ及び情報システムの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また武雄市観光協会が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、担当職員の許可を得ること。
- ・武雄市観光協会及び請負者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要と認められる範囲で開示する場合を除く。

(2) 保守要件

- ・委託業務の最終成果物の瑕疵に対して、納入後3ヶ月間無償補修ができる体制を用意すること。
- ・委託業務の最終成果物に係わる問題で、操作説明書等により判別がつかない事象や障害等が発生した場合、武雄市観光協会の要請に応じて問題解決に協力すること。

6. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

7. 予算上限額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

うち10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を下限額とし、プロモーション費に充てるものとする。

8. 成果品等

(1) テスト運用と検査

- ・本サイトが本仕様書に示す要件を満たした上で正式稼働できることを確実にするため、テスト運用及び修正対応を行う期間を設置すること。
- ・正式稼働後に想定される運用フローに基づき、武雄市観光協会がテスト運用を行うとともに本仕様書の示す事柄が実現されているかどうかについて検査を行う。
- ・対応不十分な事項や改善が望ましい事項があった場合は、速やかに修正対応すること。

(2) 成果物

- ・ポータルサイト、ECサイトのコンテンツ一式
- ・本業務完了報告書 1部（及びデータ一式）
（内容）業務実施記録（打合せ記録含む）、PDF データ、その他関係資料（マニュアル等）

9. 著作権の取り扱い

- ・委託業務の最終成果物（プログラムファイル、サービス仕様書、各種マニュアル等）及び本サイトに登録される情報に関しては、著作権及び所有権は請負者との間で共有とする。また著作権者は、第三者に対して著作権者人格権を行使しないこと。
- ・委託業務の最終成果物は他者の知的所有権への配慮がなされていること。
- ・本サイトに登録されるコンテンツの著作権は、コンテンツ提供者に帰属し、本市が委託業務に関する利用促進のために、登録されたコンテンツを無償かつ非独占的に利用することを許諾するものとする。その場合、著作権者は第三者に対して著作権者人格権を行使しないこと。
- ・本事業の著作権の取り扱いで規定する成果物を除く、成果物については、将来にわたり更新及び公開を継続する予定であることから、武雄市観光協会に帰属することとする。

10. 再委託の制限等

- ・受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に武雄市観光協会に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

11. その他

- ・受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、武雄市観光協会及び受託者が協議の上定めるものとする。